

平成30年度「歴史文化基本構想連絡協議会」実施要項

1 趣旨

「歴史文化基本構想」のより一層の観光への活用を図るため、「歴史文化基本構想」を策定（または今年度策定予定）の市（区）町村の文化財行政、まちづくり行政の担当者を対象に、各市（区）町村が活用に必要な知識を涵養するとともに、担当者間の交流を図ることによって、「歴史文化基本構想」の活用促進を図る。

2 主催

文化庁地域文化創生本部

3 期間

平成30年6月27日（水）～平成30年6月28日（木）

4 会場

京都市東山区総合庁舎（東山区役所）北館 3階大会議室
（〒605-8511 京都市東山区清水五丁目130番地の6 TEL：075-561-1191（代表））

5 参加者

- (1) 市（区）町村において歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業を実施しまたは今後の実施を予定している文化財行政又は歴史まちづくりに携わる実務担当で、原則として協議会の全日程に出席することができる者。
- (2) 参加者は、各都道府県の参加申込名簿に基づき、文化庁が決定する。

6 講座内容

- ①文化財保護法改正について
- ②観光拠点づくり事業に係る事業説明
- ③基調講演（パネルディスカッション）
- ④事例紹介（観光拠点づくり事業を実施している市町村）と自由討議

7 その他

- (1) 参加に要する経費（旅費、昼食費等）については、参加者の負担とする。
- (2) テキスト等は文化庁で作成し、参加者に配付する。
- (3) 1日目の研修終了後に、懇親会を行う。詳細は別途連絡する。
- (4) 宿泊施設は文化庁では確保していないため、各自で手配すること。
- (5) 各会場には、できる限り公共交通機関を利用すること。